

化管法(PRTR制度・SDS制度)の概要 及び 改正内容について

令和5年2月
経済産業省製造産業局
化学物質リスク評価室

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

3. PRTR電子化促進について

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

3. PRTR電子化促進について

化管法[※]の概要

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

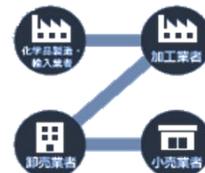
第一種指定化学物質（462物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

2020（令和2）年度PRTR届出排出・移動量の概要

- 2020（令和2）年度における排出量・移動量は、354千トン（前年度比8.2%減）

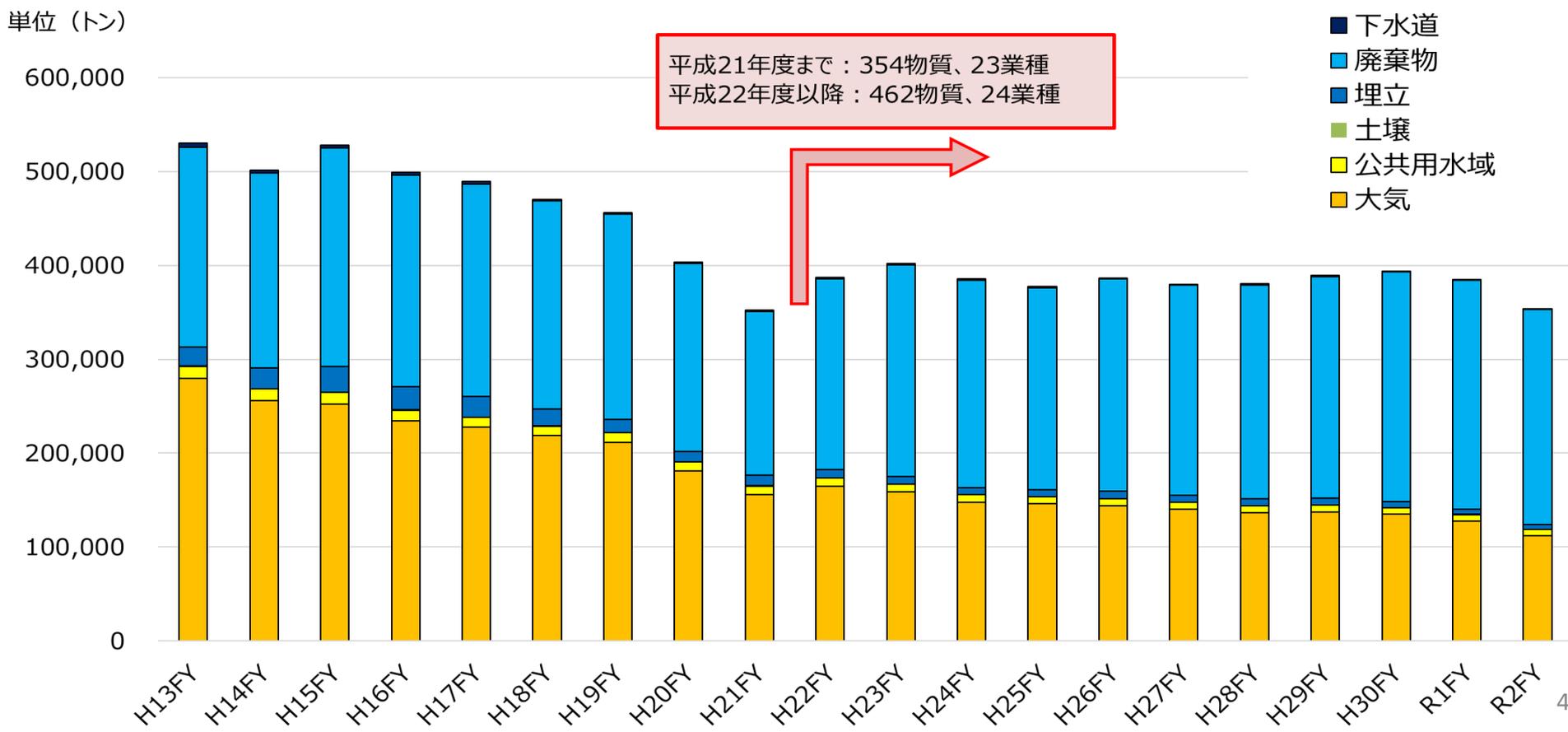
排出量 124千トン（前年度比11.4%減）

移動量 230千トン（前年度比6.3%減）

※届出事業所（約3万3千事業所）計

- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、194千トンと推計

＜届出排出量・移動量の推移＞



【参考】PRTR対象事業者

「第一種指定化学物質等取扱事業者」 (施行令第三条及び第四条)

事業者単位

①業種 : 24の業種

金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所

②事業者規模 : 常用雇用者数21人以上

- ※ 1 複数の事業所を有する事業者は、全事業所の合算。
- ※ 2 いわゆる嘱託、パート、アルバイトが含まれる場合もある。

事業所単位

③年間取扱量等 : 1ト>以上 (特定第一種指定化学物質は0.5ト>以上)

(「年間取扱量」=「年間製造量」+「年間使用量」)

又は、特別要件を満たす施設がある

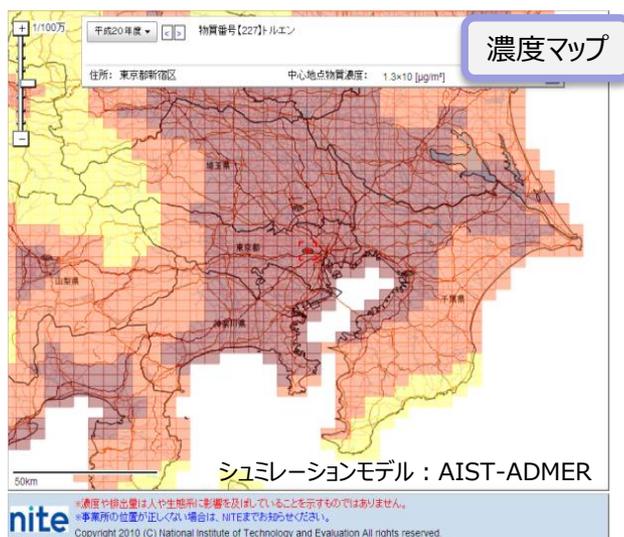
鉱山保安法上の関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

【参考】PRTR届出・集計の区分

対象業種	非対象業種	家庭
<p>届出対象</p> <p>従業員数21人以上 取扱量 1 t 以上</p>	<p>農薬、殺虫剤</p> <p>塗料、接着剤</p> <p>洗浄剤</p>	
<p>届出対象外</p> <p>従業員数20人以下 取扱量 1 t 未満</p> <p>低含有率物質</p> <p>下水処理施設</p> <p>一般廃棄物処理施設</p> <p>産業廃棄物処理施設</p>	<p>漁網防除剤</p> <p>汎用エンジン</p> <p>水道のトリハロメタン</p> <p>オゾン層破壊物質、ダイオキシン類</p>	<p>化粧品</p> <p>防虫剤・消臭剤</p> <p>たばこの煙</p>
<p>移動体（自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道、航空機）</p>		

化学物質の排出状況の情報提供について

- PRTR届出データに基づき、大気中の濃度や排出量を地図上に表示するとともに、個別事業所データを検索・閲覧ができるツールをインターネット上で公開している。



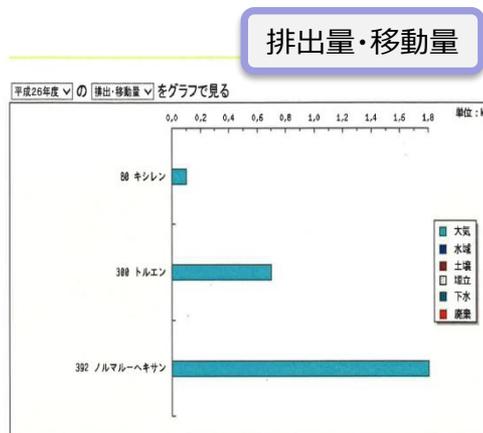
(出典) NITE：PRTRマップ



(出典) NITE：PRTRマップ



(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場



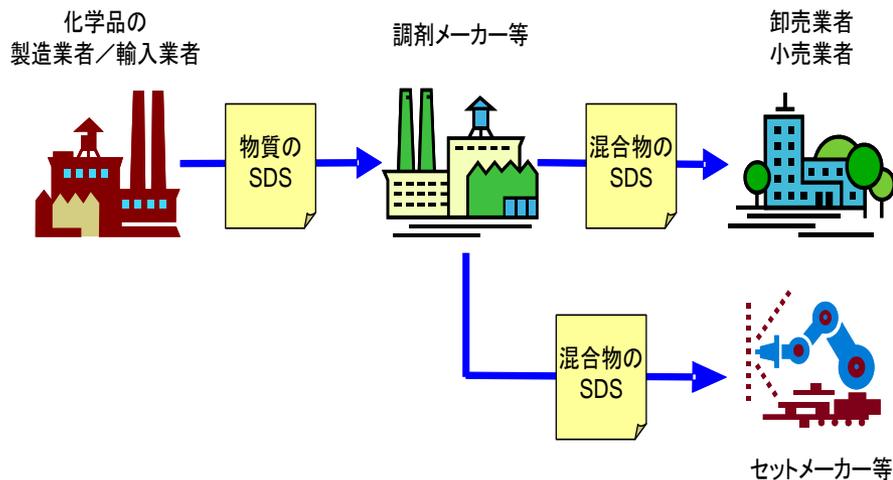
(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場



(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場

SDS制度の概要

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっている。
- 日本国内では、JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されている。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

化管法SDS制度へのGHS導入

GHSの導入とJISの改正

○2012（平成24）年4月、化管法SDS省令をGHSの導入を目的として改正。
併せて、化管法及び労働安全衛生法における危険有害性情報等の伝達方法（SDS及びラベル）を共通化（下記の国連GHS文書に対応したJISを引用）

- JIS Z7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- JIS Z7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法（ラベル、作業場内表示及び安全性データシート）

○2019（令和元）年5月、JISが改正され、現在、国連GHS文書第6版に対応している。

GHS混合物分類判定システムの公開

○2014（平成26）年9月、GHSの更なる普及と事業者のGHS分類及びラベル表示を支援するため、インストール版GHS混合物分類判定システムを公開。

○2021（令和3）年4月、NITEにてweb版のGHS混合物分類判定ラベル作成システム「**NITE-Gmiccs**」を公開。
（当該公開をもってインストール版GHS混合物分類判定システムの更新を廃止。）

- JIS Z7252に準拠した混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力等が可能。
- 化学品の安全データシート（SDS）の作成支援。
- 厚労省、経産省、環境省が行った約4,000物質のGHS分類結果を搭載（アップデート不要。最新情報が搭載）。



- ・インストール不要
- ・SDSの作成支援



混合物GHS
分類結果



GHSラベル



目次

1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

3. PRTR電子化促進について

化管法見直し - 制度検討のプロセスと対象物質の見直し

制度全体に関する審議

（産業構造審議会制度構築WG
（環境省との2省合同審議））

報告書
（令和元年6月）

主な検討結果（制度全体）

- ・対象化学物質の見直しの考え方
 - 対象とする候補物質（母集団）
 - 有害性の判断基準
 - 環境中での存在に関する判断基準
 - 環境保全施策上必要な物質の追加
- ・ 特別要件施設の点検
 - 水俣条約に基づく大防法の措置（水銀測定）による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- ・ 届出データの正確性の向上
- ・ 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- ・ 廃棄物に移行する化学物質の情報提供

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

物質選定に関する諮問

（化学物質審議会安全対策部会
化管法物質選定小委
（厚労省、環境省との3省合同審議））

答申
（令和2年8月）

対象化学物質の見直しの考え方（令和元年6月）

① 対象とする候補物質（母集団）

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質 等

※赤字箇所が
前回見直しからの
変更点

② 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目（発がん性、生態毒性等）
- 一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有するものを特定第一種指定化学物質に追加

③ 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断
 - 1) 現行の第一種指定化学物質
：届出排出量 + 届出外排出量 10トン以上
届出移動量100トン以上（すべてが排出されないため）
 - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
（化審法用途のみの物質）：推計排出量 10トン以上
 - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
（化審法用途以外の用途もある物質）
：製造輸入量：100トン以上（農薬は10トン以上）

製造輸入量から
排出量への変更

④ 環境保全施策上必要な物質

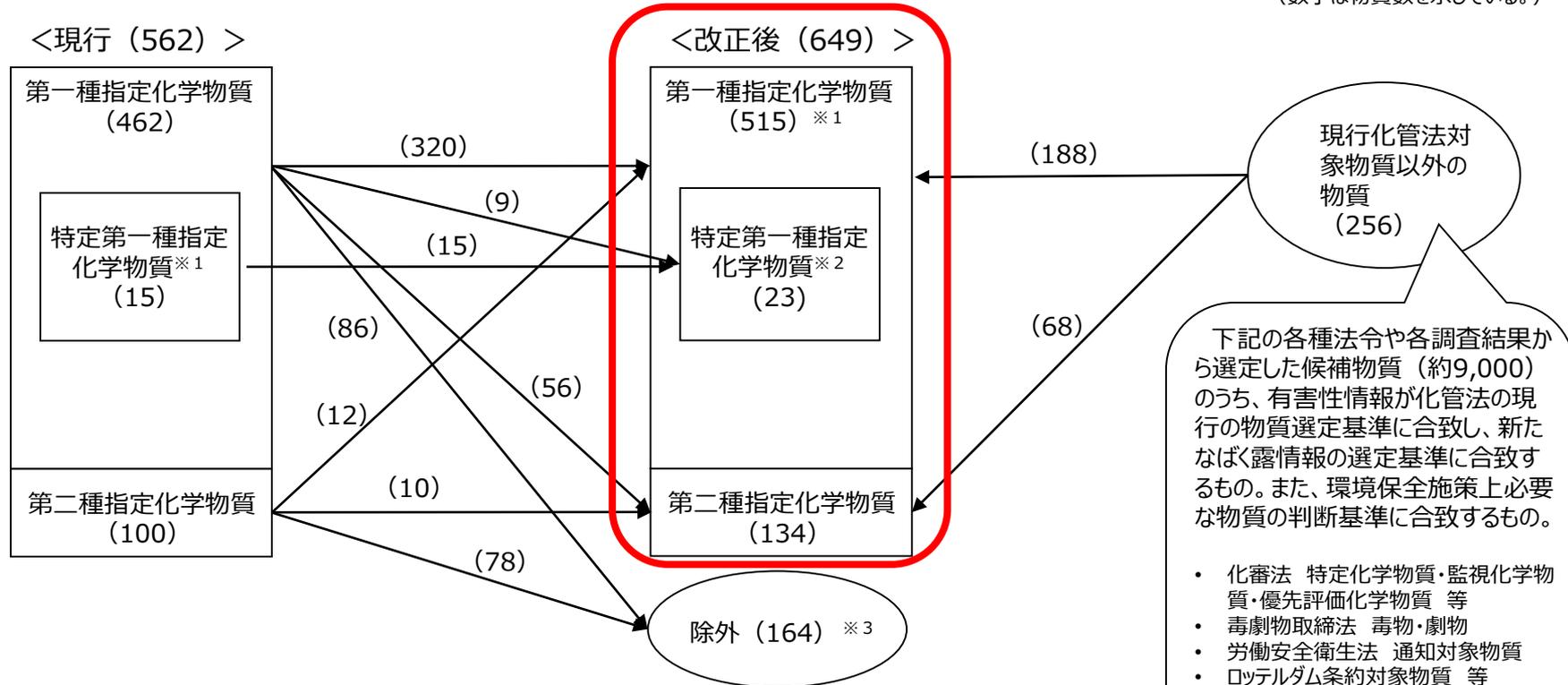
- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質 等

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定

見直しによる化管法対象物質数の概況 (令和3年10月20日公布)

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は23物質

(数字は物質数を示している。)



下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質（約9,000）のうち、有害性情報が化管法の現行の物質選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致するもの。また、環境保全施策上必要な物質の判断基準に合致するもの。

- ・ 化審法 特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質 等
- ・ 毒劇物取締法 毒物・劇物
- ・ 労働安全衛生法 通知対象物質
- ・ ロッテルダム条約対象物質 等
- ・ 農薬取締法 登録農薬 等
- ・ 自治体条例対象物質
- ・ 諸外国におけるPRTR対象物質
- ・ 内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

※1：構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。
 ※2：特定第一種指定化学物質は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し後は現行に加えて「発がん性がクラス1（7物質）」、「生殖毒性がクラス1（鉛）」及び「生態影響からの指定（有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ）」を対象としている。
 ※3：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、ばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がない）ものを対象としている。

各制度における対象化学物質の切り替え時期 (令和3年10月20日公布)

- 令和5年4月1日 改正政令の施行
排出量・移動量の把握開始、SDSの提供
- 令和6年4月1日～ 改正政令でのPRTR届出

制度		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後対象外)	SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって改正後に対象外となる指定物質)			
	指定物質② (改正前・後も対象)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)		SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	
	指定物質③ (改正後対象)	新旧両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供		SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
		SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる指定物質のSDS作成・周知)			
PRTR	事業者による把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)
	事業者による届出・ 国による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

省令・告示の主な改正内容

政令改正、産構審制度WG報告書における提言に基づき、施行規則（省令）の一部及び化学物質管理指針（告示）を改正。デジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正。

1. 施行規則の主な改正内容 【令和4年3月31日公布】（※施行日の記載がない項目は同日施行）

- (1) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更 【施行日 令和5年4月1日】※令和6年度届出より適用
政令番号に代わり管理番号による届出、その他事務的項目の追加。
- (2) 電子届出の届出期間の延長
令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を1か月間延長。
- (3) 特別要件施設において把握すべき事項の追加
水俣条約の担保措置として大防法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設の届出対象に追加。
- (4) 対応化学物質分類名の付与 【施行日 令和5年4月1日】
新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、法第6条第1項に定める第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するための別表改正。

2. 化学物質管理指針の改正内容 【令和4年11月4日公布】

「地方公共団体との連携や災害による被害の防止に係る平時からの取組」を留意事項として追加。

3. SDS省令の改正内容 【令和4年3月31日公布】

情報の提供方法等を見直し。（メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できるものを提供方法に追加。）



化管法対象化学物質について（管理番号）

これまでの政令番号での届出では政令改正のたびに番号が変更となるため**管理番号を導入**

管理番号は現在の政令番号を基本として現在の第1種指定化学物質、第2種指定化学物質、新たに追加された第1種指定化学物質、第2種指定化学物質の順に番号を付与

化管法管理番号リストを公開 (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html)

・全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷がわかるリスト

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正		2008 (H20) 改正		変遷等							
					第一種	第二種	政令番号	第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更	
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●		1-001	●		1-001						
2	アクリルアミド		4		●		1-003	●		1-002						
3	アクリル酸エチル		4		●		1-004	●		1-003						
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●		1-006	●		1-004						
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		4		●		1-007	●		1-005						
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		4			●	2-001	●		1-006		▲				
7	アクリル酸ブチル		4		●		1-009	●		1-007						◇(ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		4		●		1-010	●		1-008						
9	アクリロニトリル		4		●		1-011	●		1-009						
10	アクロレイン		3		●		1-012	●		1-010						
11	アジ化ナトリウム		1					●		1-011		●				
12	アセトアルデヒド		3		●	●	1-017	●		1-012		□				
13	アセトニトリル		4					●		1-013		●				

管理番号の付与：現行第1種から順番に付与しているため462番までは現在の政令番号と同一

対象から外れたものはセルをグレーで表記

化管法対象化学物質について

対象化学物質の名称の付与や情報提供について(FQA)

1. 対象化学物質の名称について「IUPAC命名法」を基本として名称の付与、修正

(1) ノルマルの削除

(例) 管理番号7 アクリル酸ブチル (現行：アクリル酸－ノルマル－ブチル)

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正			
			第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号
7	アクリル酸ブチル		●			1-009	●			1-007
354	フタル酸ジブチル		●			1-395	●			1-354
356	フタル酸ブチル＝ベンジル		●			1-397	●			1-356
359	ブチル－2, 3－エポキシプロピルエーテル				●	2-097	●			1-359
360	N－[1－(N－ブチルカルバモイル)－1H－2－ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	●			1-402	●			1-360
392	ヘキサン		●			1-436	●			1-392
419	メタクリル酸ブチル				●	2-121	●			1-419
462	りん酸トリブチル		●			1-515	●			1-462
562	りん酸ジブチル＝フェニル		●			1-509			●	2-100

(2) ウレアから尿素への変更

124	1－(2－クロロベンジル)－3－(1－メチル－1－フェニルエチル)尿素	クミルロン	●			1-148	●			1-124
141	トランス－1－(2－シアノ－2－メトキシイミノアセチル)－3－エチル尿素	シモキサニル	●			1-162	●			1-141
479	(RS)－1－[3－クロロ－4－(1, 1, 2－トリフルオロ－2－トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]－3－(2, 6－ジフルオロベンゾイル)尿素	ノバルロン			●	2-018			●	2-017
499	(RS)－1－[2, 5－ジクロロ－4－(1, 1, 2, 3, 3, 3－ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]－3－(2, 6－ジフルオロベンゾイル)尿素	ルフェヌロン			●	2-050			●	2-037

(3) 炭素鎖の表記の統一化

(例) 管理番号320 アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) (現行：ノニルフェノール)

化管法対象化学物質について

対象化学物質の名称の付与や情報提供について(FQA)

2. CAS番号の情報について

NITEのホームページにて当該対象化学物質のCAS番号を参考情報として掲載。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

(一部抜粋)

管理番号 *1	CAS登録番号 *2	2021(R3)改正 物質名*3	2021(R3)改正 政令番号*5	2021(R3)改正 種別*6
	279-06-1	アクリルアミド	1-003	第一種
	3140-88-5	アクリル酸エチル	1-004	第一種
	52439-35-2	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル	1-007	第一種

3. 英語名称のリストについて

NITE-CHRIPにて確認可能。

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst? e_trans=&slScNm=RJ_02_002

(例)

The screenshot shows the NITE-CHRIP website interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'NITE TOP', 'Chemical Management Field', 'NITE-CHRIP', 'FAQ', 'Update history', and 'Japanese'. Below this is a search area with a 'Menu' button and a dropdown menu showing 'Lists of Laws and Regulations, etc.'. The main content area displays search results for 'Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)'. The results are shown in a table with columns for 'JPSN (Japan PRTR-SDS Number)', 'Classification', 'Cabinet Order Number', and 'Cabinet Order Name'. The table lists 12 items, including Zinc water-soluble compounds, Acrylamide, Ethyl acrylate, Acrylic acid and its water-soluble salts, 2-(Dimethylamino)ethyl acrylate, 2-Hydroxyethyl acrylate, Butyl acrylate, Methyl acrylate, Acrylonitrile, Acrolein, and Acetaldehyde.

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
1	I	1-001	Zinc water-soluble compounds
2	I	1-003	Acrylamide
3	I	1-004	Ethyl acrylate
4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate
7	I	1-009	Butyl acrylate
8	I	1-010	Methyl acrylate
9	I	1-011	Acrylonitrile
10	I	1-012	Acrolein
12	Specified Class I	1-017	Acetaldehyde

4. その他のお問合せが多かったもの

その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPIにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

事業者の皆さんへのお願い①

- 対象物質の確認、SDSの確認・整備

2023年4月に化管法改正政令が施行され、化管法対象化学物質が入れ替わります。貴事業所が取り扱っているSDSについて、化管法改正政令の施行後、新たに化管法対象となる物質がないか、対象から外れる物質がないかを確認してください。

化学物質製造・輸入等の事業者様には、対応が変わる物質の情報（SDS）について、提供する事業者の皆様へ、改正政令施行（2023年4月1日）前から早めにお知らせいただくようお願いしております。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015sds.pdf

政府では、新たな知見による化学物質の有害性の確認・見直しを随時行っており、GHSに基づく分類結果を公表しております。分類結果はNITEのホームページにて確認いただけます。

<GHS総合情報提供サイト（NITE）>

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

貴事業所でSDS作成・見直しを行う際に、参考としていただければ幸いです。

ご自身が使用される化学物質について最新情報を常に確認してください。

なお、NITEにて「**GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム**」（NITE-Gmiccs）をHPにて公表しております。**2022年度からは、GHS分類やラベルの作成のほかに、SDS作成支援も行うシステムとなっています**。SDSを提供する必要がある事業者様におかれましては、是非ご活用ください。

<NITE-Gmiccs>

<https://www.ghs.nite.go.jp/>

事業者の皆さんへのお願い②

- 対象物質の入れ替わりに伴う、現状の化学物質や管理の見直し
- PRTR届出の確認

①取り扱う化学物質の再確認

- 使用中の化学物質が、改正後に**PRTR届出対象物質であるか確認**してください。
これまで対象だった物質が対象外になっていないか、新たに指定され、PRTRの把握・届出が必要となる物質となっていないかを、改めて確認してください。

②工程の確認

製造・加工工程が変更されたことにより、これまで大気へ排出していた物質が、新しい工程で排出が減ったり、回収ができるようになった等の変更はありませんか。

例えば、工程変更により、10%排出から5%に減少したにもかかわらず、同じ計算式でPRTRの届出を提出していませんか？

PRTRの届出に、20年前から同じ排出係数を使用していませんか？ 大気や水域への排出でなく廃棄物への移動量に変更されていませんか。

改めて、PRTR排出量を把握している工程を確認してください。

いつものPRTR
届出で大丈夫？

③PRTR届出の見直し

上記の工程での排出係数の見直しに加え、**物質そのものも確認してみましょう。**

水和物は、水を含んだ数量で届出していませんか。

(例えばヒドラジン水和物の場合は、水和物を除いたヒドラジンを届出します。)

金属化合物は、金属元素で換算量で届出していますか。

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

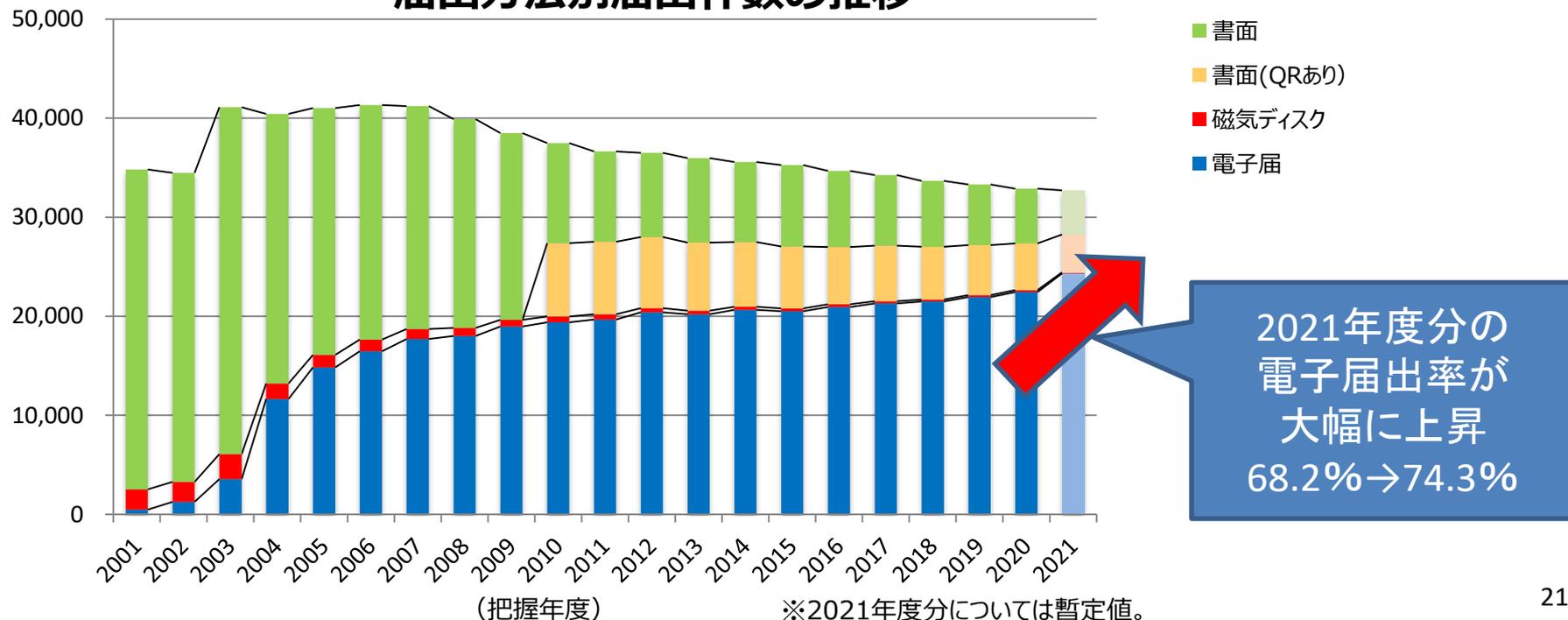
3. PRTR電子化促進について

PRTR届出の電子化促進

- Ⅰ 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続きの簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- Ⅰ それに向けて、以下のような取組を実施。
 - 今般の政令改正では物質の増加や入れ替わりが多い。対象外となった物質の削除や物質の名称変更等の切り替え時の煩雑さを回避するため、PRTR届出システムでサポート。
 - 利便性の向上のためのシステム改修・手続簡素化や、説明動画の提供等も実施中。
 - 記載ミスの修正やパンチ入力作業に相当な労力がかかる書面届出 1 万件を更に削減すべく電子届出期間の延長(省令改正)や業界団体・自治体を通じた普及啓発活動を実施。

(件数)

届出方法別届出件数の推移



PRTR届出の現状

- 業種別では燃料小売業が最も書面届出数が多い
- 大阪府は書面届出は399件であり全国7番目に多い。

○書面届出件数上位業種

(2020年度把握分)

業種	書面			磁気	電子	合計		書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり			件数	割合	書面計	QRなし	電子届出	電子化計
燃料小売業	4,200	1,927	2,273	48	10,413	14,661	44.6%	28.6%	13.1%	71.0%	86.9%
金属製品製造業	689	438	251	2	1,080	1,771	5.4%	38.9%	24.7%	61.0%	75.3%
化学工業	547	316	231	4	1,433	1,984	6.0%	27.6%	15.9%	72.2%	84.1%
一般廃棄物処理業	544	243	301	34	1,094	1,672	5.1%	32.5%	14.5%	65.4%	85.5%
輸送用機械器具製造業	380	244	136	0	582	962	2.9%	39.5%	25.4%	60.5%	74.6%
電気機械器具製造業	355	247	108	0	815	1,170	3.6%	30.3%	21.1%	69.7%	78.9%
プラスチック製品製造業	345	205	140	1	678	1,024	3.1%	33.7%	20.0%	66.2%	80.0%
一般機械器具製造業	286	169	117	0	472	758	2.3%	37.7%	22.3%	62.3%	77.7%
石油製品・石炭製品製造業	231	173	58	0	344	575	1.7%	40.2%	30.1%	59.8%	69.9%
窯業・土石製品製造業	226	157	69	1	328	555	1.7%	40.7%	28.3%	59.1%	71.7%
下水道業	215	59	156	94	1,703	2,012	6.1%	10.7%	2.9%	84.6%	97.1%
⋮											
合計	10,263	5,543	4,720	191	22,436	32,890	100%	31.2%	16.8%	68.2%	83.2%

○大阪府の届出の状況

都道府県	書面			磁気	電子	合計		書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり			件数	書面計	QRなし	電子届出	電子化計	
大阪府	399	254	145	0	1,018	1,417		28%	18%	72%	82%

※電子化割合の電子化計は、電子届出、磁気、書面（QRあり）の合計を電子化としています。

事業者の皆さんへのお願い③

- 2023年度のPRTR届出は、電子届出の利用をお願いします

まずはNITEのHPをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>



PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。

PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を[動画](#) にて公開しております。

意外と簡単！

PRTR届出システムを快適にご利用いただくため、様々なサポートをご提供しています。

【電子届出関連FAQ】

電子届出に関するよくある質問をこちらでまとめております。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/faq_i.html

【チャットボット（AI質問回答システム）】

いつでも質問と回答確認が可能なチャットボットもあります

<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top>

【動画解説】

NITE「PRTR制度 電子届出が初めての方へ」のページからでもアクセスすることができます

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yIl0IG5jZS>

【電子届出支援窓口】

上記の動画やチャットボットでは分からない点がある場合、メールまたは電話でお問い合わせください。

PRTR電子化支援窓口

E-mail : prtr_td@nite.go.jp TEL : 03-5465-1683

おわりに

- 経済産業省HPのご案内及びお問合せについて

経済産業省化管法のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

政省令改正のページやQ Aのページなど充実させておりますのでご活用ください。

【政省令改正のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html

【Q & A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

【SDS制度】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

【GHS】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【PRTR電子届出】NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

お問合せについて

テレワークを引き続き実施させていただいております。

問い合わせについては、以下の問い合わせフォームをご利用いただきますようお願いいたします。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase